

第46回全日本マスターズスキー選手権秋田たざわ湖大会宿泊要項

本大会に参加する選手・監督・コーチ（以下「選手団」という）の宿泊に関して万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

【基本方針】

- (1) 第46回全日本マスターズスキー選手権秋田たざわ湖大会実行委員会（以下「実行委員会」という）の宿泊基本方針に従って実施する。
- (2) この要項の適用対象者は、本大会に参加する選手団とする。
- (3) 宿泊の申込窓口・配宿作業は「一般社団法人 田沢湖・角館観光協会」が行う。
- (4) 選手団の宿泊場所は申込窓口指定宿舎とする。指定された宿舎の変更は一切認めない。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策については、全日本スキー連盟が示す「宿泊ガイドライン」に準ずる。

【選手団の宿泊について】

(1) 宿舎割り当ての方針

- ①参加者の宿泊は仙北市内の宿泊施設をあてる。
- ②参加者の宿泊は都道府県単位を原則とするが、やむを得ず他県および一般客と同宿になる場合は、利用スペースや利用時間を分けるなど特に配慮するものとする。
- ③宿泊料金については、下記の通り宿舎タイプ別にA・Bの料金とするが、宿泊施設に限りがあるため、配宿に関しては申込窓口に一任する。

(2) 宿泊料金（協定料金）

①宿泊料金適用期間

令和4年3月8日(火)～14日(月)の宿泊とする。

②宿泊料金については次のとおりとする。

区分	施設の区分	1泊2食（諸税込・入湯税別）
A	旅館またはホテル	11,000円
B	民宿またはペンション	9,500円

※和室・または洋室の利用とする。(2名～4名)但し、相部屋は不可。

※シングルユースの場合は、A区分3,000円UP、B区分2,500円UPとする。

※シングル利用可能なお部屋が少ないエリアのため、やむを得ず利用人数の変更をお願いする場合もある。

注1) 温泉宿泊施設は、上記料金に別途150円の入湯税がかかります。

③欠食については原則として認めない。

④変更・取消し等

手配確定後の人数の変更及び取消し等については、速やかに指定宿舎へ FAX で送信後、必ず電話で確認を行うこと。

【宿泊の申込及び変更または取消し】

(1) 宿泊の申込

- ①所定の申込書類により各都道府県宿泊申込責任者が取りまとめ、申込期限までに下記申込先にデータにて送付すること。ただし、不測の事態等で申込期限に間に合わない場合は、必ず電話連絡をしてからデータにて申込みをすること。
- ②申込は、宿泊人数及び宿泊者名簿を別紙宿泊申込書に記入し、令和4年2月18日(金)迄に下記申込先にデータで送付すること。書類の郵送は不要。
- ③申込先から責任者へメール返信後、人員変更等ありましたら、すみやかに下記申込先へデータ送付すること。

【申込先】

〒014-1201 秋田県仙北市田沢湖生保内字男坂 68

一般社団法人 田沢湖・角館観光協会

FAX 0187-43-2077 TEL 0187-43-2111

E-mail info@tazawako.org

営業時間 8:30~17:15 (土日祝も営業)

- ・宿泊申込開始 令和4年2月1日(火)～
- ・宿泊申込締め切り 令和4年2月18日(金) 17時(必着厳守)

(1) 宿泊決定通知等

申込締め切り(令和4年2月18日)以降、宿泊担当係より『宿泊手配通知書』を各都道府県宿泊申込責任者へデータ送信する。

(2) 宿泊の取消し料金

宿泊について契約成立以降に解除される場合は、1泊ごとに下記の取消し料を申し受けます。

区分	取消料
利用開始日の前日から起算して、7日前から2日前までの解除	宿泊代金の20%
利用開始日前日の解除	宿泊代金の30%
利用開始日当日の解除・利用開始後・無連絡不泊	宿泊代金の100%

【宿泊料金の支払い方法】

- (1) 「宿泊手配通知書」とともに、宿泊料金請求書を各都道府県宿泊申込責任者へデータ送信する。
- (2) 各都道府県宿泊申込責任者が請求書記載の振込期日までに、一般社団法人田沢湖・角館観光協会に支払うこと。

【宿舎から競技会場への移動】

- (1) 宿泊施設から競技会場への移動は、各都道府県選手団で手配すること。

【食事】

(1) 食事の基本

- ①大会参加者に提供する食事は、栄養バランスのとれた《基本メニュー》により提供する。
- ②郷土色を盛り込んだ食事を提供するよう努める。

(2) 食事の時間

宿舎は宿泊者と綿密な連絡をとり、競技等に支障をきたさないよう時間調整を行うものとする。

(3) その他

衛生面の観点から自炊等、宿舎での調理は禁止とします。

【参加者留意事項】

- (1) 火災には特に注意し、非常時に対応するため避難口等を必ず確認しておくこと。
- (2) スキーの手入れ場所は、宿舎の指示に従って行うこと。
- (3) 宿舎についての希望や要望・問題点は、所属の責任者を通して宿舎と協議すること。
- (4) 宿舎での発病の際は、各都道府県連責任者が宿舎と協議し、適切な処置をすること。

【その他】

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令を順守し、申し込まれた方との連絡や宿泊の手続き等に必要な範囲内でのみ利用します。
- (2) 宿舎の寝具等の取り扱い、定期的に交換し、衛生面に十分配慮する。
- (3) 宿舎における飲料の料金は、各宿泊施設で定めた料金による。
- (4) 参加者以外の宿泊斡旋は行いません。
- (5) 宿泊者以外の者が宿舎の許可なく出入りする事は禁止とする。
- (6) 宿舎内は常に3密の回避とソーシャルディスタンスを心がける。
- (7) 部屋では30分に1回程度換気をすること。
- (8) 不要不急の外出を控える。
- (9) 毎朝検温と体調観察をおこなうこと。